

令和6年度 高校時の予約採用候補者(給付奨学金・貸与奨学金)対応について

本学は、高等教育修学支援新制度(授業料減免/減額+給付奨学金の支給)の対象校です。

「授業料減免/減額制度」は、日本学生支援機構の「給付奨学生」が対象となります。

※令和6年度より支援の対象範囲(こども3人以上を扶養する多子世帯(世帯年収600万円程度))が拡大されました。

高校時の予約採用候補者(=予約生)の方は、本学入学後、奨学金の給付・貸与を受けるためにインターネットによる『進学届』の提出が必要です。

入学後のオリエンテーション期間中に必要書類(「進学届入力下書き用紙」、記入上の注意点等)を受け取り、期限内に手続きを行ってください。書類に不備がなければ、「進学届」の入力に必要なユーザIDとパスワードをお渡しします。

なお、予約生で追加申し込みを希望される方は、「(新規申込者)在学採用申込み説明会」に必ず出席してください。説明会日時等については、HP同掲載の「2. 給付奨学金『短大進学後に新規で申し込みをされる方(在学採用者)』・3. 貸与奨学金『短大進学後に新規で申し込みをされる方(在学採用者)』」をご確認ください。

<「進学届」手続きの流れ>

1. 書類提出期限内(全2回の内、いずれかに書類を提出すること)に各自、※必要書類を学生支援課に持参(提出)する。
2. 「進学届」の入力に必要な識別番号(ユーザID・パスワード)を受け取る。
3. 期限内に各自、パソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれかから「進学届」を行う。

<「進学届」入力(提出)期限> (※期限はインターネットで「進学届」を終えるまでを意味します。)

第1回「進学届」提出期限(=初回振込5/16(木))

⇒ 令和6年4月 9日(火)～(注)4月22日(月)

(注)【貸与該当者のみ】「入学時特別増額貸与奨学金」申告書類の提出が必要な方は、
書類の提出期限が 4月16日(火) 16時までとなりますのでご注意ください。

第2回「進学届」提出期限(=初回振込6/11(火))

⇒ 令和6年4月25日(木)～(注)5月21日(火)

(注)【貸与該当者のみ】「入学時特別増額貸与奨学金」申告書類の提出が必要な方は、
書類の提出期限が 5月14日(火) 16時までとなりますのでご注意ください。

<提出書類>

- 1 【全員】「令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知」(以下、「決定通知」)の【提出用】
※「決定通知」【提出用】(裏面)を必ずチェック、記入する。
- 2 【全員】「2024年度入学者用 進学届入力下書き用紙」(入学後に配付)
入学後にお渡しする「記入及び入力の際の注意点」を参考に、必要事項(申込IDとユーザID・パスワード以外)を全て記入する。
※「進学届入力下書き用紙」に候補者本人名義の通帳(口座名義人・口座情報)コピーを添付するよう記載がありますが、本学では必須としておりません。
但し、進学届入力ミスで初回振込みが遅れた場合は自己責任となりますのでご了承下さい。

3 【貸与奨学金 該当者のみ】

「入学時特別増額貸与奨学金」採用候補者で上記1「決定通知」に「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の申込：必要」と記載の方は、下記①、②の書類が必要です。

① 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

② 融資できないことが記載された日本政策金融公庫発行の通知文のコピー

進学届の前に、ご父母(または親権者)が日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んで、融資の可否を確認しておく必要があります。※融資を断られた方が対象の一時金です。

(但し、「辞退」希望の方は、日本政策金融公庫への手続き、及び書類の提出は不要です。)

4 【給付奨学金 該当者のみ】

「自宅外月額」を希望する場合、自宅外通学であることの証明書(コピ-可)が必要です。

2024年4月時点で生計維持者と別居しており、かつ、本人の居住に伴う家賃が発生していることを示す証明書類 (採用候補者本人名義の賃貸契約書や在寮証明書など) が必要です。

※寮生の方は、学生支援課で「在寮証明書(無料)」を申し込んで下さい。(翌日発行)

※但し、自宅外月額の支給を受けるためには、下記の自宅外要件いずれかに該当していることが必要です。

ア. 実家(生計維持者いずれもの住所)から本学までの通学距離が片道60km以上

イ. 実家から本学までの通学時間が片道120分以上

ウ. 実家から本学までの通学費が月1万円以上

エ. 実家から本学までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

◎ 自宅外証明書を学生支援課で確認できましたら、「通学形態変更届(自宅外通学)」をお渡ししますので、進学届入力後すぐに必要事項を記入して、自宅外証明書類とともに学生支援課に提出してもらいます。

《注意》

※自宅外月額の支援(振込み)について

日本学生支援機構での自宅外証明書類の審査が完了するまでは、「自宅月額」が送金、振り込まれます。

審査完了後、「自宅外月額」に変更となり、「自宅外通学」となった月まで遡った分の差額と当月分が振り込まれます。

5 【給付奨学金 該当者のみ】 (入学前に必要手続きを行った方へは下記申請書を郵送しています)

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」

※入学前に未手続の方は、学生支援課に申請書用紙の受け取りに来てください。